

厚生労働省不適切統計における信頼回復を求める意見書

基幹統計調査における毎月勤労統計調査において、不適切調査が行われていたことが明らかになりました。厚生労働省によると統計委員会委員長、総務省及び厚生労働省の打ち合わせの場において、東京都における「500人以上規模の事業所」を抽出調査していることを説明したところ、統計委員会委員長から全数調査でないのは大きな問題ではないかという主旨の指摘があり、次の事が確認されました。確認された事実は(1)東京都において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたこと。(2)統計的処理として復元すべきところを復元しなかったこと。(3)調査対象事業者数において、その事業者数が公表資料よりおおむね1割程度少なくなっていたことです。この事実は、内閣府の月例経済報告・労災保険の休業補償給付の補償額・雇用保険の失業等給付(基本手当等)の算定の際の賃金日額の範囲などに影響を及ぼし、統計法に違反している可能性が大きく、歴代幹部22人が処分を受けています。また、56ある基幹統計のうち、他省庁を含めて22統計で不適切事案がありました。このことは国民における政府統計の信頼性を著しく欠き、多くの国民が疑心暗鬼になりかねない事態を招きました。一旦失われた信用を取り戻すのは容易ではありません。この背景には、国家公務員数の削減や行財政改革による統計職員の減少、また、統計予算の優先順位の低下、専門職員の確保の難しさ、インターネットでの回答導入ができずにマンパワー頼みになっていることが挙げられます。しかしながら、一番の原因は官僚の意識モラルの低下であると言えます。今後、このようなことが起こらないように、また、不適切な取り扱いにより給付金の支払い不足の解消はもとより、信用回復のために以下のことを要請します。

記

1. 不適切な毎月勤労統計調査による雇用保険・労災保険・船員保険・事業主向け助成金の支払い不足の早急な対応。
2. 統計の重要性を鑑み統計調査方法などの抜本的改革。
3. 国民からの信用回復のための意識改革による官僚モラルの向上。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年 3月26日

日 野 市 議 会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣 様
衆議院議長
参議院議長